

平成 30 年土地基本調査に関する研究会（第 2 回）議事概要

1 日時 平成 29 年 6 月 14 日（水）14:30～16:00

2 場所 株式会社三菱総合研究所 CR-A 会議室

3 出席者

委員：清水雅彦座長、浅見泰司委員、伊藤彰彦委員、菅幹雄委員、
廣松毅委員、宮川幸三委員

オブザーバー：久保奨（総務省統計作成支援課長補佐）、渡邊公二（総務省国勢統計課長補佐）

国土交通省：佐竹企画課長、大石専門調査官、道脇指導係長

事務局：（公財）統計情報研究開発センター村田主任研究員、
（株）三菱総合研究所升本主席研究員、勝本主任研究員

4 議事

- (1) 平成 30 年土地基本調査の実施の方向性について
- (2) 平成 30 年土地基本調査の総務省承認申請について
- (3) 統計委員会等の指摘事項の回答について
- (4) その他

5 議事要旨

- 開会に当たり、佐竹企画課長から挨拶
- 研究会の公開方針について確認
- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 平成 30 年土地基本調査の実施の方向性について

- ・事業所母集団 DB は経済活動を行っている事業所を対象としているため、土地基本調査で整備している名簿と乖離があって当然。土地基本調査で整備している名簿と事業所母集団 DB がそれぞれに精度を上げながら連携を進めていくことが重要。結果として、土地基本調査で整備している名簿の捕捉率向上につながるが、完全に一致させるには時間がかかるため、現時点では可能な限りの連携で良いのではないかと。

- ・パネルデータについては、一部の研究者が利用しているだけという意見もある。国土交通省及び事務局は統計データ作成に注力して良いのではないかと。

- ・土地動態調査は資本金 5 億円以上の法人は全数調査であるが、1 億円以上 5 億円未満法人については標本調査であるため、パネル化に当たっては標本調査であることが原因で参入・退出するところが出てくる。利用者に誤解を与えないよう、丁寧な説明をするべき。

- ・研究者がパネル分析を行う際に、企業名や住所だけでは分析できない。調査設計の段階で企業や事業所の識別ができるようにしておいてもらうと活用の幅が広がる。完全なパネル分析にはならないが、限定した期間に存続した企業を用いて分析はできるので、データの基礎作りはしっかりやっていただきたい。
- ・統計調査によっては裾切りをすることがあるが、パネル化に当たっては法人が裾切りによって抜けたのか標本抽出されなかったのか分けて考えるべき。
- ・法人番号をつけてのパネル化、事業所母集団 DB や他統計とのリンクは進めるべき。長期的には一つの所在地の建物と事業所をリンクさせることができ、いつ建てられた建物だとか分かってくると、地域分析や生産性分析など分析の幅が広がると思う。
- ・土地について、ストックとフローという言い方よりも、土地動態調査で示されているとおり、所有状況と購入・売買の状況という言葉を用いたほうが明確ではないか。
- ・土地動態調査において所有する土地を都府県単位で答えてもらうのは負担が大きいかもしれないが、悉皆層である資本金 5 億円以上法人など書けるところには書いてもらうと統計の利用価値は高まる。
- ・平成 30 年調査に向けて土地動態調査と土地基本調査の関係を明確にすべき。

(2) 平成 30 年土地基本調査の総務省承認申請について

- ・今後、中長期的に土地統計という大きな枠組みで考えると、世帯土地と併せて、土地統計全体の方向性の検討が必要になるかもしれない。

(3) 統計委員会等の指摘事項の回答について

- ・統計委員会の答申における「土地と建物の結びつきの把握」という検討課題への対応としての利用状況の分割（工場と倉庫の分離）や新設（医療・福祉施設の新設）は、少しずれがあるかもしれないが有意なことなので強調すべき。